

障 発 0330 第 8 号
平成 29 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について
別紙 2 のとおり改正する。

(別紙1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 新旧対照表

新		旧	
	障発第1031001号 平成18年10月31日		障発第1031001号 平成18年10月31日
一部改正	障発第0402003号 平成19年4月2日	一部改正	障発第0402003号 平成19年4月2日
一部改正	障発第0331021号 平成20年3月31日	一部改正	障発第0331021号 平成20年3月31日
一部改正	障発第0331041号 平成21年3月31日	一部改正	障発第0331041号 平成21年3月31日
一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日	一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日
一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正	障発0330第5号 平成24年3月30日	一部改正	障発0330第5号 平成24年3月30日
一部改正	障発0329第16号 平成25年3月29日	一部改正	障発0329第16号 平成25年3月29日
一部改正	障発0331第51号 平成26年3月31日	一部改正	障発0331第51号 平成26年3月31日
一部改正	障発1001第1号 平成26年10月1日	一部改正	障発1001第1号 平成26年10月1日
一部改正	障発0331第21号 平成27年3月31日	一部改正	障発0331第21号 平成27年3月31日
一部改正	障発0330第11号 平成28年3月30日	最終改正	障発0330第11号 平成28年3月30日
最終改正	障発0330第8号 平成29年3月30日		

新	旧
<p data-bbox="190 276 472 304">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="573 379 1106 408">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="219 451 1088 580">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="161 624 1106 932">障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところ<u>ですが</u>、この実施に伴う留意事項は下記のとおり<u>です</u>ので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。</p> <p data-bbox="161 938 1106 1107">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止<u>します</u>。</p> <p data-bbox="618 1150 651 1179">記</p> <p data-bbox="161 1217 315 1246">第一 （略）</p> <p data-bbox="161 1252 1106 1378">第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p>	<p data-bbox="1160 276 1442 304">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1543 379 2076 408">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1189 451 2058 580">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="1131 624 2076 932">障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところ<u>であるが</u>、この実施に伴う留意事項は下記のとおり<u>である</u>ので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を<u>図られたい</u>。</p> <p data-bbox="1131 938 2076 1107">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止<u>する</u>。</p> <p data-bbox="1588 1150 1621 1179">記</p> <p data-bbox="1131 1217 1285 1246">第一 （略）</p> <p data-bbox="1131 1252 2076 1378">第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p>

新	旧
<p>1. (略)</p> <p>2. 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 29 年 3 月 28 日付け障障発 0328 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 特別重度支援加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 7 の 11 のイの特別重度支援加算 (I) については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 規定の状態が 6 ヶ月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とすること。</p> <p>イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含むものとする。</p> <p>ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。</p> <p>エ 判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 24 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 特別重度支援加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 7 の 11 のイの特別重度支援加算 (I) については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 規定の状態が 6 ヶ月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とすること。</p> <p>イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含むものとする。</p> <p>ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。</p> <p>エ 判定スコアの(12)については、人工膀胱を含むこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い</p>

新	旧
<p>(一) (略)</p> <p>(二) 報酬告示第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</p> <p>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。なお、平成27年3月31日において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研修修了者を配置している場合であっても、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。なお、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については研修受講予定者による支援についても加算対象とする。</p> <p>なお、報酬告示第9の3の注3中「厚生労働大臣が定める施設基準」(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たして</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 報酬告示第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</p> <p>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。なお、平成27年3月31日において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研修修了者を配置している場合であっても、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。なお、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については研修受講予定者による支援についても加算対象とする。</p> <p>なお、報酬告示第9の3の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第25号の規</p>

新	旧
<p>いる利用者」とは、第 543 号告示第 25 号の規定により準用する第 4 号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が 10 点以上に該当する者をいうものである。</p> <p>3. 訓練等給付費 (1)～(4) (略) (5) 就労継続支援 B 型サービス費 ① 就労継続支援 B 型の対象者について 就労継続支援 B 型については、次の (一) から (三) までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 (一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (二) 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 (三) (一) 及び (二) のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 (6) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>	<p>定により準用する第 4 号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が 10 点以上に該当する者をいうものである。</p> <p>3. 訓練等給付費 (1)～(4) (略) (5) 就労継続支援 B 型サービス費 ① 就労継続支援 B 型の対象者について 就労継続支援 B 型については、次の (一) から (四) までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 (一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (二) 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 (三) (一) 及び (二) のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 (6) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>

(別紙2)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）新旧対照表

改正後		現行	
	障発第1206001号 平成18年12月6日		障発第1206001号 平成18年12月6日
一部改正	障発第0402002号 平成19年4月2日	一部改正	障発第0402002号 平成19年4月2日
一部改正	障発第0331019号 平成20年3月31日	一部改正	障発第0331019号 平成20年3月31日
一部改正	障発第0331032号 平成21年3月31日	一部改正	障発第0331032号 平成21年3月31日
一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日	一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日
一部改正	障発0601第4号 平成22年6月1日	一部改正	障発0601第4号 平成22年6月1日
一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正	障発0330第5号 平成24年3月30日	一部改正	障発0330第5号 平成24年3月30日
一部改正	障発0329第16号 平成25年3月29日	一部改正	障発0329第16号 平成25年3月29日
一部改正	障発0930第1号 平成25年9月30日	一部改正	障発0930第1号 平成25年9月30日
一部改正	障発0331第51号 平成26年3月31日	一部改正	障発0331第51号 平成26年3月31日
一部改正	障発1001第1号 平成26年10月1日	一部改正	障発1001第1号 平成26年10月1日
一部改正	障発1226第4号	一部改正	障発1226第4号

改正後	現行
<p>平成 26 年 12 月 26 日 一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日 一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日 <u>一部改正</u> 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日 <u>最終改正</u> 障 発 0330 第 8 号 <u>平成 29 年 3 月 30 日</u></p>	<p>平成 26 年 12 月 26 日 一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日 一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日 <u>最終改正</u> 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）につい</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）につい</p>

改正後	現行
<p>ては、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところ<u>ですが</u>、基準の趣旨及び内容は下記のとおり<u>です</u>ので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないように<u>お願いします</u>。</p> <p>なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止<u>します</u>。</p>	<p>ては、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところ<u>であるが</u>、基準の趣旨及び内容は下記のとおり<u>である</u>ので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないように<u>されたい</u>。</p> <p>なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止<u>する</u>。</p>
記	記
第一 基準の性格（略）	第一 基準の性格（略）
第二 総論	第二 総論
1 事業者指定の単位について	1 事業者指定の単位について
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
(3) 多機能型事業所について	(3) 多機能型事業所について
<p>基準第 2 条第 16 号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十四</u>を参照されたい。</p>	<p>基準第 2 条第 16 号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十五</u>を参照されたい。</p>
(4)・(5)（略）	(4)・(5)（略）
2（略）	2（略）
第三～十（略）	第三～十（略）

改正後	現行
<p>第十一 就労継続支援A型</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 就労 (基準第 191 条)</u></p> <p><u>指定就労継続支援A型は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行うものである。よって、利用者の希望や能力を踏まえずに、利用者全員の労働条件を一律に設定するのは、事業趣旨に反するものである。</u></p> <p><u>このため、指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の適性、障害特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等での就労が可能となるよう、暫定支給決定期間におけるアセスメントや、就労継続支援A型計画（基準第 197 条に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。）作成後の継続的なアセスメントやモニタリングを通じて適切な支援方法を検討し、就労継続支援A型計画の作成や変更を行った上で、就労の能力の向上を図るための必要な訓練や支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>また、一般就労に必要な知識、能力を有するに至った利用者が一般就労を希望する場合には、継続的なアセスメントやモニタリングを通じた適切な支援方法を検討し、利用者の適性や障害特性等を踏まえ、利用者が一般就労への移行ができるように就労継続支援A型計画の変更を行い、一般就労に向けた必要な訓練や支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>なお、就労継続支援A型計画の様式例については、「指定就労継続</u></p>	<p>第十一 就労継続支援A型</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について</u>」（平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「<u>指定基準の見直し等通知</u>」という。）を参考にされたい。</p> <p>(4) 賃金及び工賃（基準第192条）</p> <p><u>指定就労継続支援A型事業は、職業指導員や生活支援員等の指定就労継続支援A型事業所に配置すべき従業者による必要な支援を行いながら雇用契約の締結による就労機会を提供し、最低賃金の支払い等の労働基準法等労働関係法規を遵守しつつ、就労の機会を提供する障害福祉サービスである。この事業趣旨を踏まえれば、指定就労継続支援A型事業は、常に生産活動の向上や収入・支出の改善を図り、雇用契約によらない利用者がある場合には工賃の支払いも発生することも踏まえ、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p><u>なお、指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しないが、将来にわたって安定的に賃金を支給するため又は安定的かつ円滑に就労継続支援A型事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができる。具体的な取扱いは「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を参照されたい。</u></p> <p><u>また、生産活動に必要な経費には、社会福祉法人会計基準、就労支</u></p>	<p>(3) 賃金及び工賃（基準第192条）</p>

改正後	現行
<p><u>援事業会計基準で就労支援事業販売原価や就労支援事業販管費といった費用として計上するものが含まれる。</u></p> <p><u>当該指定基準を満たさない場合には、指定就労継続支援A型事業所に経営改善計画書を提出させ、改善が見込まれない場合には、当該基準に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討すること。なお、具体的な取扱いは、「指定基準の見直し等通知」を参照すること。</u></p> <p>雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成18年10月2日障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>また、<u>雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。</u></p> <p>さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、都道府県、<u>指定都市又は中核市</u>は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p><u>利用者に対する賃金及び工賃の支払いに当たっては、原則として自立支援給付を充ててはならない。ただし、激甚災害を受けた地域や経</u></p>	<p>雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成18年10月2日障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>また雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。</p> <p>さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、都道府県（<u>指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。</u>）は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p>

改正後	現行
<p><u>済危機の場合であって厚生労働省が認める場合又は経営改善計画書を提出した指定就労継続支援A事業所の経営改善期間中は、この限りでない。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>運営規程（基準第196条の2）</u> <u>指定就労継続支援A型事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定就労継続支援A型の提供を確保するため、基準第196条の2第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定就労継続支援A型事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>利用定員（第4号）</u> <u>利用定員は、指定就労継続支援A型事業所において同時に指定就労継続支援A型の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定就労継続支援A型の単位が設置されている場合にあっては、当該指定就労継続支援A型の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</u></p> <p>② <u>指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）</u>、 <u>賃金及び第192条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間（第6号）</u> <u>指定就労継続支援A型事業において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。また、生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。</u></p> <p>③ <u>通常の事業の実施地域（第7号）</u> <u>通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整</u></p>	<p>(4)～(7) (略) (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。</u></p> <p><u>また、指定就労継続支援A型事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定就労継続支援A型の利用が図られるよう、指定就労継続支援A型事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。</u></p> <p>(10) 準用（基準第 197 条）</p> <p>① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 86 条から第 88 条まで、<u>第 90 条から第 92 条まで</u>、第 159 条及び第 160 条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の 3 の(1)、(3)から(7)まで ((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の 3 の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の 3 の(5)から(7)まで、<u>(9)及び(10)並びに</u>第八の 3 の(1)及び(2)を参照されたい。この場合において第八の 3 の(2)の②の「二以上の生活支援員」とあるのは、「二以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時一人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時一人以上の常勤の職業指導員又は生活支援」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>第十二～第十五 （略）</p> <p>別表 1～7 （略）</p>	<p>(8) 準用（基準第 197 条）</p> <p>① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 86 条から第 92 条まで、第 159 条及び第 160 条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の 3 の(1)、(3)から(7)まで ((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の 3 の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の 3 の(5)から<u>(10)まで</u>並びに第八の 3 の(1)及び(2)を参照されたい。この場合において第八の 3 の(2)の②の「二以上の生活支援員」とあるのは、「二以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時一人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時一人以上の常勤の職業指導員又は生活支援」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>第十二～第十五 （略）</p> <p>別表 1～7 （略）</p>